

「下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年6月23日

青森県東青農林水産事務所長

記

1 業務名

下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営下石川地区経営体育成基盤整備事業の事業計画策定のための調査計画を行うものであり、農林水産省補助事業採択審査等に適応する資料の作成を行うことを目的とする。

(2) 概要

調査計画業務 一式

3 応募資格等

別添下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階

青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9992

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 高樋

下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託 応募要領

1 業務名

下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、県営下石川地区経営体育成基盤整備事業の事業計画策定のための調査計画を行うものであり、農林水産省補助事業採択審査等に適応する資料の作成を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添資料の2特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術管理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）、シビルコンサル

ティングマネージャー（農業土木部門）、農業土木技術管理士のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し並びに5(2)のエ及びオに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

(2) 提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下、「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月7日（月）まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添資料の3参照）

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、3に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会

において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年7月10日（木）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県東青農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所
TEL 017-734-9992
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村計画課 高樋

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県東青農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県東青農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年7月3日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、17,677千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

を想定している。

- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県東青農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階

青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9992

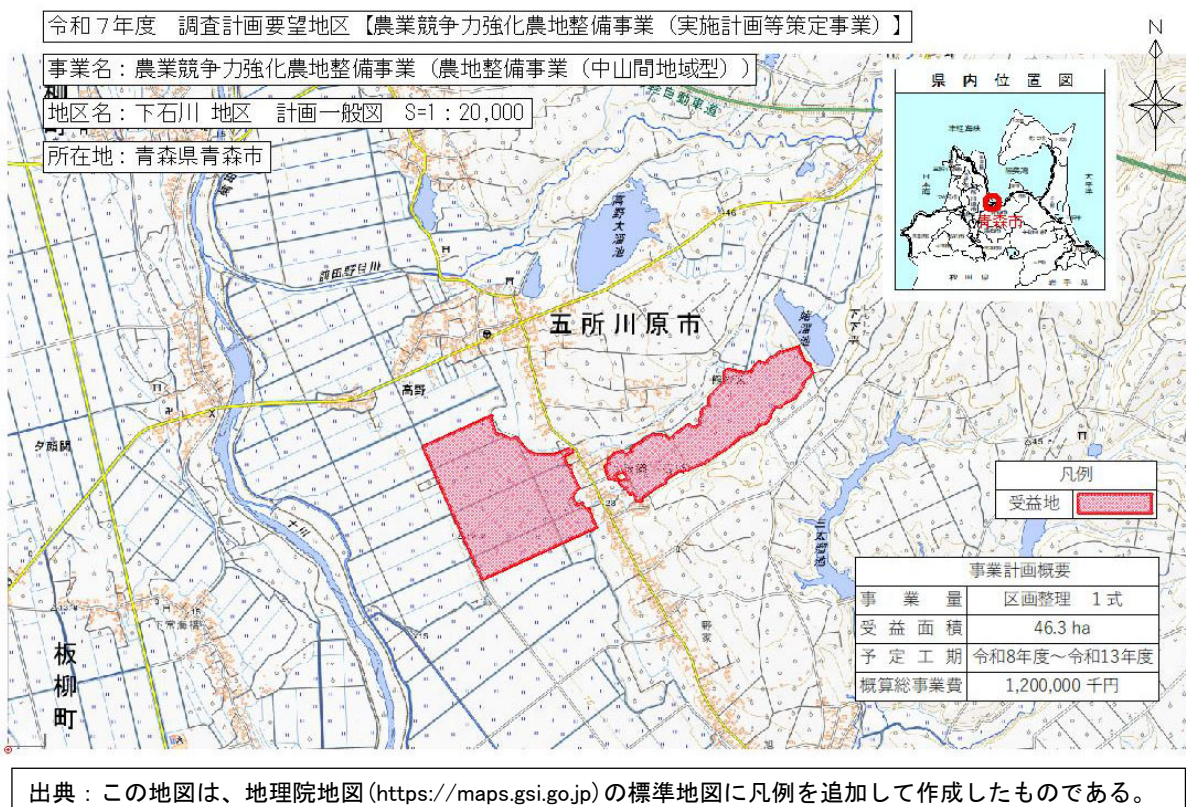
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 高樋

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
青森市浪岡大字下石川地内（次の地図に示すとおり）



- 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号 : 東農水(整委)第12号

業 務 名 : 下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託

業 務 場 所 : 青森市浪岡大字下石川地内

履 行 期 間 : 契約締結の翌日 ~ 令和8年3月27日

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び青森県農林水産部農村整備課制定「青森県農業農村整備事業等測量作業規定」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

（目的）

第2条 本業務は、下石川地区経営体育成基盤整備事業の事業計画等を作成するため、調査計画業務を行うものである。

（場所）

第3条 業務場所は、青森市浪岡大字下石川地内で、別添位置図に示すとおりである。

（一般事項）

第4条 委託契約書に記載されているもののほか、一般事項は次のとおりである。

- （1）作業実施の方法等は調査職員と連絡を密にし、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）業務内容に著しい変更があった場合には、発注者、受注者協議の上、契約内容の変更を行うものとする。

第2章 作業条件

（基本作業条件）

第5条 各作業における条件は次のとおりである

項 目	内 容
基本条件	令和9年度の新規採択希望地区として、事業計画の審査及び採択申請資料に適合する計画であること。
測量業務	作業目的を十分に理解し、円滑に設計作業が行える成果となるよう留意すること。
設計業務	本委託業務の目的を十分に理解し、ほ場整備の設計を行うこと。 事業計画概要書等の計画資料は、最新の事業実施要綱等に基づき作成すること。

（参考図書）

第6条 設計作業の参考とする図書は、次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定(改定)年月
土木製図基準（JIS A 0101 土木製図）	土木学会	平成21年2月
土地改良事業標準設計（ほ場整備）	青森県農村整備課	平成29年4月
土地改良事業計画設計基準計画「ほ場整備(水田)」	農業農村工学会	平成25年4月
改訂版新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	平成27年9月

(貸与資料)

第7条 発注者からの貸与資料は下記資料等とする。

貸与資料名	部数	備考
青森県農業農村整備事業設計積算の手引き (R6.4)	—	調査職員と協議のうえ、必要に応じ写しを交付する。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第8条 第6条、第7条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載内容において矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議すること。
- (2) 参考図書が履行期間内に改定となった場合は、その扱いについて調査職員と協議すること。
- (3) 貸与資料は、原則として第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか、完了検査時に返納すること。

第3章 業務内容等

(業務項目)

第9条 業務項目は次のとおりである。

項 目	内 容
測 量 業 務	路線測量 1式、水準測量 1式
設 計 業 務	ほ場整備 基本設計 1式、経済効果算定 1式

(測量及び設計作業項目)

第10条 本業務における測量、設計の作業項目及び内容は次のとおりである。

(1) 測量業務

作 業 項 目	内 容	数 量	備 考
1 路線測量		1式	
1-1 作業計画	測量作業に先立ち、全体計画を策定する。	1式	
1-2 現地踏査	測量作業に先立ち、現地踏査を実施し地区の現況を把握する。	1式	L=5.1km
2 水準測量		1式	
2-1 4級水準測量	地区の外周等に適宜KBMを設置しながら、設計業務に必要となる田面や各施設取付点等の高低差を測量する。	1式	L=5.1km (A=46ha)

(2) 設計業務

作 業 項 目	内 容	数 量	備 考
1 現地調査		1 式	
1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。	1 式	補正率 1.00
1-2 土壌調査	土壌分類図を作成するため、土壌断面の観察、分析試料の収集を行う。	1 式	補正率 0.50
1-3 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査を行う。	1 式	補正率 1.00
1-4 減水深調査	用水計画樹立に必要な代掻水深、減水深を各土壌別に2～3箇所実測する。	—	—
1-5 道路用排水系統調査	各々の系統図を作成するに当たり、現地踏査、聞き取り調査等を行う。	—	—
1-6 現況施設調査	現況施設の構造、規模、建設年及び利用状況を調査する。	1 式	補正率 0.25
1-7 反復水量調査	地区を代表する地点2箇所程度を選定し、かんがい期間に3回程度反復水量を実測する。	—	—
1-8 水源流量調査	計画取水地点又はその近傍で長期の流量観測を実施し、低水解析の資料を収集する。	—	—
1-9 補償物件調査	事業実施にあたり補償すべき物件（電柱、水道、電話ケーブル等）を調査する。	—	—
1-10 各種施設の取付点標高調査	主要施設取付点の標高測量を行う。	1 式	補正率 0.25
1-11 各種取付点平面位置調査	計画主要施設及び各種施設取付点の平面測量（1/100～1/500）を行う。	—	—
2 資料の検討及び収集		1 式	
2-1 資料の検討	各参考資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	1 式	補正率 0.25
2-2 水文、気象資料	気象台、観測所等観測資料保有期間から資料を収集する。	1 式	補正率 0.25
2-3 経済効果算定資料	関係市町村、土地改良区等から基礎資料を収集する。	1 式	補正率 0.25
3 計画・設計諸元検討		1 式	
3-1 用水計画基準年	渇水量、有効雨量、連続旱天日数等確率計算により1/10確率に相当する計画基準年を決定する。	1 式	補正率 0.25
3-2 排水計画基準雨量	日降雨記録を確率計算し、1/10、1/2確率の排水基準雨量を決定する。	—	—
3-3 現況計画減水深	減水深の実測資料を分析し、土壌別の現況及び計画の代掻水深、減水深を決定する。	—	—
3-4 区画形状の検討	地形、営農、機械規模等から地区に適した標準区画を決定する。	1 式	補正率 0.25

作 業 項 目	内 容	数 量	備 考
3-5 道路規模の検討	用地構成、営農、機械規模等を考慮し道路規模、配置を決定する。	1 式	補正率 0.25
3-6 計画平面図作成	地区の周辺条件、用排水系統、道路体系等を勘案し、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区耕区の決定を行い、現況計画平面図を作成する。	1 式	補正率 0.25
3-7 面積算定	図上で、面積を測定し各種計画が樹立できるようまとめる。	1 式	補正率 0.25
3-8 道路用排水路縦断計画	縦断図を作成することなく、地形勾配から各路線の平均勾配を決定する。さらに、幹線規模の道・水路の縦断図を作成する。	1 式	補正率 0.25
3-9 計画用水量	路線別に計画断面決定に必要な用水量を決定するとともに用水系統模式図を作成する。	1 式	補正率 0.25
3-10 用水収支計算	基準年について、現況及び計画の水源別半旬計算を行う。	—	—
3-11 用水路及び樹枝状管水路	路線毎の平均勾配に基づく水利計算を行う。	1 式	補正率 0.25
3-12 計画排水量	路線別に計画断面決定に必要な排水量を決定するとともに、排水系統模式図を作成する。	1 式	補正率 0.25
3-13 排水路水理計算	路線毎の縦断計画に基づく水理計算を行う。	1 式	補正率 0.25
4 施設設計		1 式	
4-1 道路、用排水路標準断面図作成	道路、用排水路について各タイプ別に標準断面図を作成する。	1 式	補正率 0.25
4-2 付帯施設設計	工種別、タイプ別に標準構造図を作成する。	1 式	補正率 0.25
4-3 整地計算	現況地形、現況筆数等からブルドーザー運転時間を計算する。	—	—
4-4 暗渠排水施設設計	土壌調査結果から、標準的な暗渠の配置、規模決定、暗渠排水区域を決定する。	1 式	補正率 0.25
4-5 数量計算	概略数量計算を行う。	1 式	補正率 0.25
5 概算工事費積算	基礎単価、積算基準を用い、m当り、箇所当り等の単価を作成し概算工事費を算定する。	1 式	補正率 0.25
6 生きもの調査		1 式	
6-1 魚・水生昆虫 6-2 カエル 6-3 外来生物	「田んぼの生きもの調査2009 調査マニュアル」（農林水産省農村振興局）に基づき、用排水路、農道及び畦畔等において生きもの調査を行う。	1 式	補正率 1.00

作 業 項 目	内 容	数 量	備 考
7 経済効果算定資料作成		1 式	
7-1 資料の検討 7-2 作物生産効果 7-3 営農経費節減効果 7-4 維持管理費節減効果 7-5 耕作放棄防止効果 7-6 国産農産物安定供給効果 7-7 総費用算定 7-8 総便益額算定 7-9 総費用総便益比算定	定められたマニュアルに基づき、資料の検討、各種年総効果額及び総費用を算定し、総費用総便益比により経済効果を算出し、資料を作成する。	1 式	補正率 1.00
8 事業計画概要表作成		1 式	
8-1 概要表作成 8-2 計画一般図作成	所定の様式により、計画概要表及び計画一般図を作成する。	1 式	補正率 1.00
9 事業計画概要書作成	所定の様式により、計画概要書（各種説明資料等を含む）を作成する。	1 式	補正率 1.00
10 事業計画概要書基礎資料作成		1 式	
10-1 計画概要書用 10-2 計画書用	法手続き資料を作成するための基となる事業計画資料を作成する。	1 式	補正率 1.00
11 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	補正率 0.40
12 点検取りまとめ	設計計算書、図面、参考資料等の点検取りまとめを行う。	1 式	補正率 0.40

（作業の留意点）

第11条 作業を実施する際に、特に留意する点は次のとおりである。

- （1）作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員及び所有者の承諾を得ること。また、伐採の範囲は必要最小限に止めるとともに、トラブルが生じることのないよう留意すること。
- （2）設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮すること。
- （3）設計に当たって参考にした文献等については、その出展元及び該当頁を明示すること。

(打合せ)

第12条 打合せ時期及び回数等は次のとおりとする。なお、いずれの打合せ時も打合せ簿により相互確認をする。

回 次	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手時	作業スケジュールや条件確認及び業務計画書について打合せを行う。
第 2 回 第 3 回	中 間	事業計画、設計等の細部条件について打合せを行う。
第 4 回	最 終	成果品のとりまとめについて打合せを行う。

(管理技術者)

第13条 技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術管理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）、農業土木技術管理士のいずれかの資格を有する者であること。

第4章 成果品

(成果品)

第14条 提出すべき成果品及び提出部数は、次に示すものとする。

成果品名	規 格	部 数	備 考
業務報告書	A－4	1 部	事業計画資料、参考資料（測量成果含む）添付図面等、電子成果品（CD-R）

(成果品の装丁等)

第15条 成果品の装丁等は、次のとおりとする。

- (1) 報告書は、原則として1冊にまとめること。
- (2) 装丁は、パイプ式ファイルとする。
- (3) 提出先は、東青農林水産事務所 農村計画課とする。

第5章 その他

(定めなき事項)

第16条 この特記仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

また、成果品納入後といえども、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）	7 点
	②シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）、農業土木技術管理士	4 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
30 点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70 点)	70 点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託」の業務企画に関する提案に参加します。

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託」に関する企画提案書を別添
のとおり提出します。

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 殿

青森県東青農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「下石川地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名 :

会社名 :

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年